

様式第2号の3(第3条関係)

聴	(1面)	のりづけ	(再交付の場合を除く。)	のりづけ
	写 真 (4cm×3cm) 脱帽のこと	写 真 (4cm×3cm) 脱帽のこと		

写真の裏面に市町村名及び氏名を記入すること。

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能障害用)

氏 名	年 月 日生	男 女
住 所	市 町 郡 村	番地
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名		交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災, 疾病, 先天性, その他()
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場 所		
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
		障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総 合 所 見		
[将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要] [再認定の時期 年 月]		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付する。 年 月 日		
病院又は診療所の名称 所 在 地	市 町 郡 村	番地
診療担当科名	科	医師氏名 (印)
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は, 身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する (級相当) ・ 該当しない		
注意1 障害名の欄には, 両耳ろう等現在起こっている障害を記入し, 原因となった疾病・外傷名の欄には, 先天性難聴等障害の原因となった疾病等を記入するとともに, 該当する事項を○で囲んでください(「その他」を囲んだ場合は()内に具体的に記入してください。) 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については, 「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため, 改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

〔はじめに〕 (認定要領を参照のこと)

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)。

□聴覚障害→『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。

□平衡機能障害→『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

□音声・言語機能障害→『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

□そしゃく機能障害→『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載する。)

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

ア 純音による検査

右	dB
左	dB

オージオメータの型式 _____

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

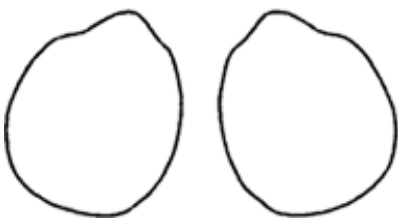
dB

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



2 「平衡機能障害」の状態及び所見

イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

3 「音声・言語障害機能」の状態及び所見

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無

(注)2級と診断する場合、記載すること。

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1)障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

[]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状，運動能力，反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動，反射異常
- ・声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯溜

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を詳細に記載すること。)

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容(固形物，半固形物，流動食)
- ・誤嚥の程度(毎回，2回に1回程度，数回に1回，ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査()
- 内視鏡検査()
- その他()

○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から，嚥下状態について詳細に記載すること。)

[]

②咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり，歯科矯正治療等を必要とする。

その他

[

]

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[

]

イそしゃく機能(口唇・口蓋裂では，上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[

]

(2) その他(今後の見込み等)

[

]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)

①「そしゃく機能の喪失」(3級)とは，経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺，血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの

外傷，腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)，口腔(舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等)，咽頭，喉頭の欠損等によるもの

②「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは，著しいそしゃく・嚥下機能又は，咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺，血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの

外傷，腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)，口腔(舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等)，咽頭，喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては，JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は，周波数500，1000，2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa，b，cとした場合， $\frac{a+2b+c}{4}$ の

算式により算定し，a，b，cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は，当該dB値を105dBとして当該算式を計上し，聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については，「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。

(3) 小腸機能障害を併せもつ場合については，必要とされる栄養摂取の方法等が，どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し，該当する障害について認定することが必要である。